



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月4日金曜日 第2239号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

同意の成立(漁獲共済) .....	71
土地収用法に基づく事業の認定 .....	71
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し .....	72
土地改良区役員の就退任の届出 .....	73
土地改良区役員の住所の変更の届出 .....	73
市営土地改良事業の施行の同意 .....	73
道路の区域変更(県道伯方島環状線) .....	73
道路の供用開始(県道伯方島環状線) .....	74
道路の供用開始(県道岩城弓削線) .....	74
開発行為に関する工事の完了(2件) .....	74
道路の区域変更(県道宿毛津島線) .....	75
道路の供用開始( " ) .....	75

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出 .....	75
政治団体の届出事項の異動の届出 .....	75
政治団体の解散の届出 .....	76
資金管理団体の届出 .....	76
資金管理団体の届出事項の異動の届出 .....	76
不在者投票のできる施設の指定の一部改正 .....	76

### 告 示

#### ○愛媛県告示第125号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年2月4日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
弓削区域(弓削漁業協同組合の地区)	小型定置漁業

#### ○愛媛県告示第126号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成23年2月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 起業者の名称  
伊予市
- 2 事業の種類  
伊予市中山地域事務所・伊予市中山地区公民館・伊予市中山保健センター・なかやま学童広場及び中山自治支援センター整備事業

#### 3 起業地

- (1) 収用の部分  
愛媛県伊予市中山町出淵地内
- (2) 使用の部分  
なし

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県伊予市中山町出淵地内を起業地とする「伊予市中山地域事務所・伊予市中山地区公民館・伊予市中山保健センター・なかやま学童広場及び中山自治支援センター整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、伊予市が設置する支所(地域事務所)、保健センター、協働推進拠点施設(自治支援センター)、社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項に基づく公民館及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に基づく放課後児童健全育成事業(児童クラブ)に関する事業であることから、それぞれ、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」、同条第22号に掲げる「社会教育法による公民館」及び同条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、伊予市議会において伊予市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、伊予市は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 事業の施行により得られる公共の利益

伊予市では、市町村合併後の市政運営方法として総合支所方式を採用しており、旧中山町庁舎は中山地域事務所として市政運営全般における地域拠点に位置付けられ、総合支所として重要な役割を担っている。また、同事務所内に自治支援センターを設置して住民自治活動を支援するなど、同センターを中心に市民と行政が対等の立場で相互に補完し合う参画と協働のまちづくりを推進している。

一方、同事務所に近接する中山地区公民館は、住民の学習需要に総合的に応える施設であり、地域の教育と学習の拠点として地域社会の形成や地域文化の振興に寄与している。

また、同公民館には中山保健センターが併設されるとともに、同公民館の一室は、児童クラブ(なかやま学童広場)として利用されている。保健センターは、地域の健康づくりの

拠点としての役割を担っており、また、学童広場は、児童の健全育成や保護者の仕事と子育ての両立支援に重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山地域事務所は築41年、中山地区公民館は築44年を経過し、著しく老朽化が進んでおり、耐震面で防災の拠点としての機能を十分に果たしていないほか、段差等ユニバーサルデザインに配慮された施設になっていない。また、保健センター、児童クラブ室及び住民自治活動室は、当時の施設設計で考慮されておらず、専用施設となっていないため、住民自治活動の支援や各種行政サービスの提供に支障をきたしている。

これらの問題を解消するため、第1次伊予市総合計画の施設整備・活用の基本方針において、老朽施設の再整備や時代の変化と共に役割が変わりつつある施設については、複数の施設の統合や機能の複合化などを検討し、市民のニーズに応じて効率的にサービスが提供できるよう再整備に努めることとしており、伊予市総合計画建設事業検討委員会において、施設機能の新たな方向性等について検討を重ねた結果、地域事務所、公民館、保健センター、児童クラブ及び自治支援センターの各機能を集約した複合施設を整備することとしたものである。

本件事業の施行により、耐震性を備え、また、ユニバーサルデザインに配慮された新施設が整備されるだけでなく、地域の教育・学習、健康づくり、子育て支援及び住民自治活動支援の各機能も集約した複合拠点施設として、効率的かつ一体性のある住民サービスの提供が可能となるものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、また、施設的设计に当たって、地域住民や環境に配慮した対策を講じることとしていることから、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の中山地域事務所及び中山地区公民館は、いずれも老朽化が進んでおり十分な耐震性を備えていないほか、保健センター、児童クラブ室及び住民自治活動室は専用施設を備えていないなど、住民サービス提供に著しく支障をきたしていることから、住民のニーズに応じた一体的、総合的なサービス提供を可能とする施設を早期に整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
伊予市役所

○愛媛県告示第127号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年 2月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇和 第7 号	西予市宇和町卯之町四丁目445番地	宇和地区食品衛生協会	西予市宇和町卯之町四丁目445番地 八幡浜中央保健所宇和支所内	平成22年12月28日
宇和 第10 号	西予市野村町野村12号617番地	野村地区食品衛生協会	西予市野村町野村12号617番地	平成22年12月28日

○愛媛県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 2月 4日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	高橋 悟	西条市飯岡20番地
"	秦 保志	西条市飯岡1102番地
"	秦 孝敏	西条市飯岡1355番地
"	秦 輝幸	西条市飯岡891番地
"	藤田 正夫	西条市飯岡788番地
"	越野 毅	西条市早川2297番地の1
"	一色 和夫	西条市飯岡2303番地
"	曾我部 文雄	西条市飯岡688番地
"	越智 克己	西条市飯岡2241番地
"	越智 文雄	西条市飯岡1849番地の1
"	国田 定義	西条市飯岡1807番地
"	一色 恭行	西条市飯岡1963番地2
"	伊藤 朝男	西条市大浜6188番地
"	寺田 和照	西条市飯岡3118番地2
"	越智 泰則	西条市飯岡3215番地1
"	岡 一雄	西条市飯岡3159番地4
"	佐竹 正文	西条市飯岡3984番地
"	浅野 幾義	西条市下島山607番地
監事	佐竹 尚	西条市飯岡3985番地
"	寺田 祝啓	西条市飯岡3811番地
"	秦 捷治	西条市飯岡1325番地
"	西原 敏	西条市下島山甲569番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	高橋 悟	西条市飯岡20番地
"	秦 保志	西条市飯岡1102番地
"	秦 孝敏	西条市飯岡1355番地

"	越智 祐二郎	西条市飯岡824番地
"	武田 敦郎	西条市飯岡662番地の1
"	越野 毅	西条市早川2297番地の1
"	一色 和夫	西条市飯岡2303番地
"	越智 克己	西条市飯岡2241番地
"	越智 文雄	西条市飯岡1849番地の1
"	国田 定義	西条市飯岡1807番地
"	一色 浩	西条市飯岡2647番地の2
"	伊藤 朝男	西条市大浜6188番地
"	越智 律雄	西条市飯岡2974番地
"	藤原 増市	西条市飯岡3179番地2
"	岡 一雄	西条市飯岡3159番地4
"	河野 貞雄	西条市飯岡3693番地
"	浅野 幾義	西条市下島山607番地
監事	藤田 幸正	西条市飯岡908番地
"	佐竹 尚	西条市飯岡3985番地
"	寺田 祝啓	西条市飯岡3811番地
"	越智 照實	西条市下島山甲596番地

○愛媛県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市大町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成23年 2月 4日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理事	明日 勇雄	西条市福武甲1416番地1	西条市大町683番地1

○愛媛県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・海山下池地区）の施行に平成23年1月25日同意した。

平成23年 2月 4日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月 4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字打越甲3228番4地先	旧	メートル 11.3~12.3	キロメートル 0.024	
		今治市伯方町木浦字打越甲3228番4	新	12.3~13.2	0.024	
"	"	今治市伯方町木浦字三反地甲3511番1から 同町木浦字扇畑甲3136番3地先まで	旧	4.7~16.3	0.070	
		今治市伯方町木浦字三反地甲3511番1から 同町木浦字扇畑甲3136番3まで	新	16.3~21.8	0.070	

"	"	今治市伯方町木浦字尾浦甲2744番 3 地先から 同町木浦字尾浦甲2753番 4 地先まで	旧	7.0~12.0	0.060	
		今治市伯方町木浦字尾浦甲2744番 3 から 同町木浦字尾浦甲2753番 4 まで	新	11.1~14.0	0.061	

○愛媛県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字打越甲3228番 4	平成23年 2月 4日
"	"	今治市伯方町木浦字三反地甲3511番 1 から 同町木浦字扇畑甲3136番 3 まで	"
"	"	今治市伯方町木浦字尾浦甲2744番 3 から 同町木浦字尾浦甲2753番 4 まで	"

○愛媛県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名50番 2 から 同町弓削佐島70番 3 地先まで	平成23年 2月 6日

○愛媛県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月 4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第56号 平成23年 1月25日	伊予郡松前町大字中川原字新田385番 5、385番 7	松山市余戸南四丁目 4 番11号 ポヌールプラス B 203号 高 田 倫 太 郎

○愛媛県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月 4日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第57号 平成23年 1月25日	伊予郡松前町大字中川原字新田385番 3、385番 6	伊予郡松前町大字中川原385番地 1 高 田 昭 裕

## ○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先から同町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先まで	旧	メートル 4.6～13.0	キロメートル 0.442	
			新	10.0～30.6	0.442	

## ○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先から同町御内横吹山国有林2020林班ろ小班地先まで	平成23年2月4日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年2月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
高塚廣義後援会	高 塚 廣 義	高 塚 明 美	新居浜市秋生1815 - 1	平成22年12月1日	
政安誠後援会	政 安 誠	山 中 郁	松山市土橋町81 - 4	平成22年12月10日	
三浦康司後援会	岡 部 淳 二	岡 部 忠 清	新居浜市垣生四丁目1 - 43	平成22年12月13日	
愛媛県民の会	武 田 政 勝	菅 幹 彦	新居浜市磯浦町10 - 8	平成22年12月16日	
森なつえ後援会	渡 部 由 香	森 功	西条市氷見乙762 - 4	平成22年12月17日	
未来開発研究会	横 田 弘 之	福 島 耕 二	松山市枝松五丁目6 - 48	平成22年12月28日	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年2月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
山田としお愛媛県後援会	会 計 責 任 者	武 智 龍 治	伊賀上 恒 英	平成22年12月1日	

元気えひめの会	代 表 者	吉野内 直 光	谷 本 永 年	平成22年12月 3日	
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	主たる事務所の所在地	松山市岩崎町一丁目 3 - 18	松山市湯の山四丁目 3 - 18	平成22年12月 6日	政党の支部
	代 表 者	寺 岡 陸 雄	濱 田 茂 登 吉		
愛媛県土地家屋調査士政治連盟	代 表 者	池 川 晋 一 郎	藤 本 徳 男	平成22年12月 9日	
	会 計 責 任 者	岡 宗 鷹	末 光 健 二		
松井宏治後援会	主たる事務所の所在地	松山市東本一丁目 7 - 30	松山市天山三丁目14 - 27	平成22年12月 9日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年 2月 4日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県医療会支部	久野 梧 郎	平成22年11月30日

中村ひろひこ愛媛後援会	杉 本 太 一	平成22年12月 1日
民主党愛媛県参議院選挙区第2総支部	岡 平 知 子	平成22年12月10日
岡平知子を応援する会	岡 平 知 子	平成22年12月10日
くにもと雅弘と市政を考える会	國 元 雅 弘	平成22年12月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成23年 2月 4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年 月 日
高 塚 廣 義	新居浜市議会議員	高塚廣義後援会	新居浜市萩生1815 - 1	高 塚 廣 義	平成22年12月 1日
政 安 誠	愛媛県議会議員	政安誠後援会	松山市土橋町81 - 4	政 安 誠	平成22年12月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年 2月 4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
越智しのぶ後援会	公 職 の 種 類	愛媛県議会議員	今治市長	平成22年12月20日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年 2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年 2月 4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
省略			省略		
宇都宮病院	愛媛県八幡浜市1536 番地118	省略	宇都宮病院	愛媛県八幡浜市1579 番地39	省略
省略			省略		
2 ~ 5 省略			2 ~ 5 省略		